税制調查会(法人課税 D G 3) 〔租税特別措置·加速度償却〕

平成 26 年 4 月 14 日(月) 財務省

租税特別措置

法人関係の政策税制の全体像

- 法人税の申告件数は約276万件(平成24年度)。
- このうち租税特別措置(政策税制)の適用法人数は約96万法人であり、申告件数の約3分の1。
 - ※ 政策税制措置は、租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的のため税負担の減少等を図るもの。 他方、租税特別措置の中には、課税の公平確保や納税環境整備をはかるために、租税回避の防止や、手続きの 特例等に係る措置がある。
- 政策税制の資本金階級・所得階級別及び主な種類別の適用状況は以下の通り。

資本金階級別	適用件数	適用法人数
1,000万円以下	1, 014, 164	761, 001
3,000万円以下	182, 884	118, 094
5,000万円以下	68, 405	42, 453
1 億円以下	43, 596	25, 598
3億円以下	3, 715	2, 433
5 億円以下	1, 763	1, 127
10億円以下	1, 483	826
100億円以下	4, 586	2, 270
100億円超	1, 555	703
連結法人	1, 245	586
合 計	1, 323, 396	955, 091

所得階級	適用件数	適用法人数
0円又は欠損	269, 960	249, 100
100万円以下	302, 691	240, 447
800万円以下	400, 291	273, 225
1,000万円以下	42, 289	26, 038
5,000万円以下	207, 127	117, 670
1億円以下	44, 986	22, 568
10億円以下	49, 464	22, 971
100億円以下	4, 613	2, 195
100億円超	730	291
連結法人	1, 245	586
合 計	1, 323, 396	955, 091

種類	適用件数	適用額
法人税率の 特例	704, 725	特例対象所得金額 25,573億円
税額控除	40, 177	税額控除額 4, 203億円
特別償却	32, 790	特別償却限度額等 5, 167億円
準備金等	11, 481	損金算入額等 9,100億円

(出典)租税特別措置の適用実態調査報告書(24年度)

政策税制減収額(目的別の分類)

(単位:億円程度)

	事 項 別 .	減収額
1. 特定の企	業行動を促すもの	5, 550
主なもの	・①研究開発(研究開発税制など)	3, 954
		1, 203
	・特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	643
	・環境関連の投資促進税制	271
	③所得(給与支給)・雇用	65
	・雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(雇用促進税制)	65
	4 後後	328
	·探鉱準備金等	280
	·海外投資等損失準備金	48
2. 中小企業	支援に係るもの	1, 754
主なもの	・中小企業者等の法人税率の特例(公益法人に係る部分等を除く)	961
	(参考)法人税法による軽減税率(注)	(ほか1, 816)
•	・中小企業投資促進税制	551
	・中小企業者等の少額減価償却資産の特例	242
3. 特定の事	業者に対する財務支援	179
主なもの	・中小企業者等の貸倒引当金の特例(公益法人に係る部分等)	66
	・公益法人に係る部分等の法人税率の特例	38
4. 将来の損	失や支出に対する備えに係るもの	882
主なもの	・保険会社等に係る異常危険準備金	411
5. 収用·補	償に係るもの	463
· 主なもの	・収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	242
	・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	170
6. 特別な事	業体に係るもの(特定目的会社等に係る課税の特例など)	934
/. その他(損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例など)	241
		10, 003

25、26年度改正での主な対応
研究開発税制の拡充 (③580、⑥270)
生産性向上設備投資促進税制の創設(202,990)
生産等設備投資促進税制の創設(圏1,050)
所得拡大促進税制の創設・拡充(偽1,050、偽
1,060)、雇用促進税制の拡充(⑤30)
·
商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等
の支援措置の創設(⑮190)
中小企業投資促進税制の拡充 (126170)
-

⁽備考)「減収額」欄の計数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第186回国会提出)」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果(平成24年度)を 基に試算したもの。「25・26年度改正での対応」欄の括弧内の計数は、各年度の税制改正時の減収見込額。

⁽注)法人税法に基づく税率の軽減の影響を、軽減されている税率割合に基づいて試算。合計には含めていない。なお、「中小企業者等の法人税率の特例」は租税特別措置法に基づくもの。

政策税制の横断的な見直しの視点

- ① 租税特別措置(政策税制)は、特定の政策目的を実現するための政策手段の一つであり、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置。
 - ⇒ 政策税制の中には、収用・補償に係る措置等、仮に通常のルールで課税を行えば、不合理な結果となることから、これを是正するために講じているものも含まれていることに留意が必要。
 - ⇒ その他の措置については、公平・中立な税制を構築していく観点からは、可能な限り整理・合理化していくことが適当ではないか。
- ② 税率の引き下げと政策税制の整合性をどのように確保するか。
 - ※ 平成25、26年度改正では、現下の最優先課題であるデフレ脱却のため、大規模な政策税制を実施している。これらは、日本再興戦略で示された民間投資を今後3年間で2012年度の約63兆円から約70兆円に回復させる等の目標達成に資するもの。こうした政策を推進している中での税率引き下げをどう考えるか。

(参考) 平成26年1月22日のダボス会議における安倍総理大臣の発言(抄)

- ・ 企業がためたキャッシュを設備投資、研究開発、賃金引上げへ振り向かせるため、異次元の 税制措置を断行します。
- ※ また、研究開発税制の総額型のように、恒常的に発生する経費に着目した政策税制は、実質的に税率引き下げと同じ効果を有するものであるが、税率を引き下げる場合、政策税制の在り方をどのように考えるか。

法人税関係以外の租税特別措置減収見込額(平成24年度)

(単位:億円程度)

		(年位・徳门住及)
	事 項 別	平年度減収額
1. 貯蓄、払	と資に関する特例等	▲ 3, 827
主なもの	・確定申告を要しない配当所得	▲ 3, 341
	・振替国債等の利子等の課税の特例	▲382
	・障害者等の少額公債の利子の非課税	▲ 56
2. 中小企業	笑等の支援、活性化	▲ 1,664
主なもの	・青色申告特別控除	▲590
	・農地等についての相続税の納税猶予等及び特定貸付けを行った農地又は採草	
	放牧地についての相続税の課税の特例	▲ 576
	・社会保険診療報酬の所得計算の特例	▲250
3. 環境改善	き、地域開発等の促進	▲ 10, 495
主なもの	・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	▲ 7,577
	・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税及び特定	
	の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例	▲ 1, 154
	・自動車重量税の免税等	▲347
4. その他		▲ 43, 276
主なもの	・石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等	▲ 35, 773
	・公的年金等控除の最低控除額等の特例	▲ 1,681
	・地価税の課税の停止	▲ 1,669
	合 計	▲ 59, 262

⁽注) この資料は、租税特別措置法の規定による特例(法人税関係を除く。)について、平成24年度に適用される措置に基づく減収見込額(平年度ベース)を試算したものである。なお、①データ上の制約など減収額を見込むことが困難であるもの、②減収額が僅少(1億円未満)であると見込まれるもの、③制度の内容から減収額は生じないと考えられるものは、含まれていない。

法人課税小委員会報告

(平成8年11月 政府税制調査会)

8. 租税特別措置等

(ア)租税特別措置・非課税等特別措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段の一つであり、税負担の公平・中立・ 簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられているものである。

租税特別措置等は、これまで我が国経済の成長過程を通じて相応の役割を果たしてきた。しかしながら、租税特別措置等については、

- イ 租税特別措置等が、個別的な政策目的に細分化され、極めて複雑なものとなっている、
- ロ 一旦、租税特別措置等が導入されると、既得権益となり長期間にわたって継続して措置されがちである、
- ハ 租税特別措置等の中には、種々の基準や行政当局の認定・承認等を適用要件としているものがある。これは、適用対象を適切に規定するための方法であるが、規制緩和の要請に反する面もある、といった問題が指摘されている。
 - (イ) 租税特別措置等については、これまでも、
 - イ その目的が現下の喫緊の政策課題に資するものであるか、
 - ロ 政策目的達成のために効果的な措置であるか、
 - ハ 政策手段として税制が適当か、
 - 二 利用実態が特定の者に偏っていないか、
 - ホ利用実態が低調となっていないか、
 - へ 創設後長期間にわたっていないか、

等の視点から整理合理化が行われてきたところである。

しかし、「課税べースを拡大しつつ税率を引き下げる」という基本的考え方からすれば、産業間・企業間の中立性をより一層重視 する観点から、徹底した見直しを行うことが適当である。

なお、租税特別措置等については、その長期化を避けるため一定期間経過後は延長せずに廃止する仕組みを考えてはどうか、その利用実態等の透明性を高めるような方策を検討すべきではないかとの意見があったほか、租税特別措置等が複雑化する中で措置相互間で誘因効果が減殺されているのではないかとの指摘もあった。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(抄) (平成19年11月政府税制調査会)

○ 法人部門を中心とした経済活性化の観点からの政策税制については、将来の生産性の向上につながる措置を、真に必要な分野に絞って効果的な活用を図るべきである。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄) (参議院財政金融委員会 平成26年3月20日)

一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。

1. 特定の企業行動を支援する政策税制

【現状】

- 民間の研究開発投資や設備投資などを促進することを目的としたもの。
- 研究開発投資や環境関連投資などのように投資対象に着目したもの、特区などのように地域に着目したものや、特定の事業者に着目したものがある。
- 45措置(26年度改正後)があり、減収額は5,550億円程度(24年度実績推計)。具体的な措置の概要は以下の通り。
- ①研究開発の促進に係るもの(研究開発税制):試験研究費の総額に対し、その一定割合を税額控除する「総額型」と、総額型に上乗せで適用できる「増加型」及び「高水準型」の措置がある。平成25年度改正において、総額型の控除限度額を拡充。平成26年度改正では、増加型について試験研究費の増加インセンティブを高めるように改組。
- ②設備投資の促進に係るもの
 - ・特定の資産の買換えの場合等の課税の特例:特定地域内にある事業用の土地建物等を譲渡し、一定の要件に該当する資産を取得した場合に、譲渡益の一定割合を圧縮記帳により課税繰延べ。
 - ・環境関連の投資促進税制:エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をした場合には、取得価額の特別償却又は 税額控除。一定の太陽光発電設備等については即時償却等。
 - ・生産等設備投資促進税制、生産性向上設備投資促進税制:平成25年度改正、26年度改正において、特定の分野の設備や業種を対象とするのではなく、幅広い設備を対象として、設備投資規模の増加や質の高い設備投資を促進する ための税制を創設。
- ③所得(給与支給)・雇用の促進に係るもの
 - ・雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(雇用促進税制): 当期中に増加した雇用者1人当り40万円 (平成25年度改正で従前の20万円から拡充)の税額控除。
 - ・所得拡大促進税制:基準年度と比較して、給与等支給額を一定割合増加させた場合には、当該増加額の一定割合を 税額控除。平成25年度改正で創設し、26年度改正で給与支給額の増加割合の要件を緩和するなどの拡充。
- ④資源確保に係るもの
 - ・探鉱準備金等:新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積 み立てたときは、その積立額を損金算入。
 - ・海外投資等損失準備金:資源開発事業法人等の株式等の価格の低落等に備えるため、その株式等の取得価額の一定 割合の積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入。
- ⑤その他

1-①. 研究開発に係るもの(研究開発促進税制)

【制度の概要】

(1) 総額型

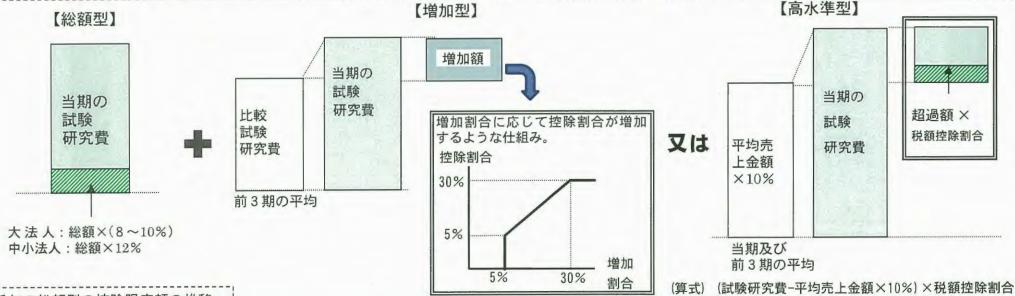
試験研究費の総額の8~10% (特別試験研究費や中小企業者等の試験研究費は12%)の税額控除ができる。 ※当期の法人税額の20%を限度。ただし、平成25年4月から27年3月末までの間に開始する事業年度は30%を限度。

(2) 上乗せ措置(増加型及び高水準型)

総額型に追加して、①試験研究費の増加額に係る税額控除又は②平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除のいずれかの選択適用ができる。

※当期の法人税額の10%を限度。

(注) 試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用であって、原材料費、人件費(専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。)、経費、委託費等をいう。



近年の総額型の控除限度額の推移:

~21年3月:法人税額の20%

21年4月~:30%

25年4月~:30%(27年3月まで)

平成26年度改正で、増加インセンティブを高めるため、増加割合に応じて控除割合が増加(5%~30%)するような仕組みに改正(従前は一律5%)

減収額(24年度):173億円

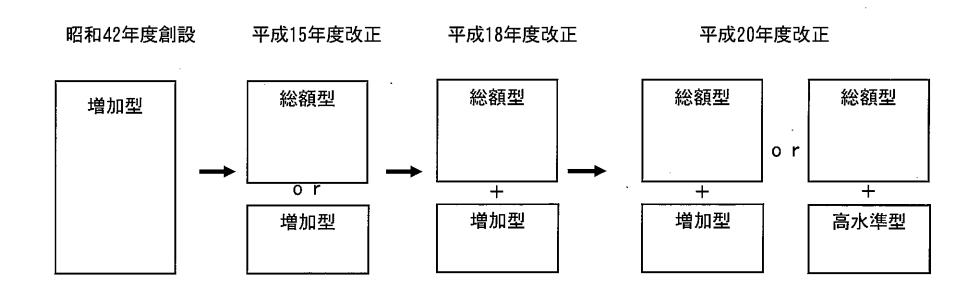
減収額(24年度):93億円

※ 税額控除割合=(試験研究費割合-10%)×0.2

減収額(24年度):3,686億円

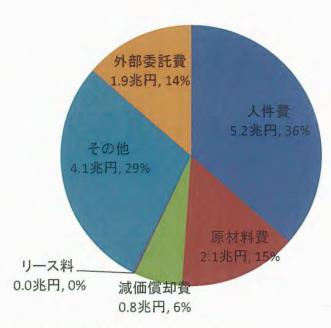
研究開発税制の改正の経緯

- 昭和42年度改正において、開発研究機械の特別償却制度を廃止して、税額控除制度(増加型)を 創設。
- 平成15年度改正において総額型の税額控除制度(増加型との選択制)を創設、平成20年度改正において高水準型の税額控除制度を創設し、①総額型及び増加型または、②総額型及び高水準型を選択適用できるようになった。
- 平成25年度改正において、総額型について税額控除限度額の引き上げ(法人税額の20%→30%。 増加型等と合わせれば合計40%)等の拡充。平成26年度改正において、増加型について試験研究費の 増加割合に応じて税額控除割合が高まる仕組みに改組。
- 適用件数11,177件、減収額3,952億円程度(24年度)



研究開発税制に係る計数

研究開発費の内訳



(出典)平成25年度科学技術研究調査(総務省)

総額型等の類型別適用状況(24年度)

	適用件数	減収額(億円)	適用法人の 所得金額(億円)	所得に占める減収 額の割合
総額型	8,836	3,686		
増加型	2,210	173	100 500	0.00/
高水準型	131	93	122,586	3.2%
合計	11,177	3,952		

控除上限額まで使っている法人(推計)(24年度) (総額型)

法人数	680法人
税額控除額	182, 647百万円

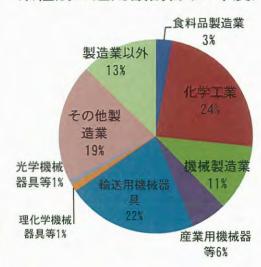
(総額型+増加型又は高水準型)

法人数	47法人
税額控除額	50, 498百万円

適用額上位10法人(24年度)

順位	適用金額 (百万円)	順位	適用金額 (百万円)
1	25, 739	6	9, 671
2	20, 604	7	6, 816
3	18, 587	8	6, 678
4	13, 017	9	6, 460
5	11, 763	10	5, 909
	*	合計	125, 244

業種別の適用額割合(24年度)

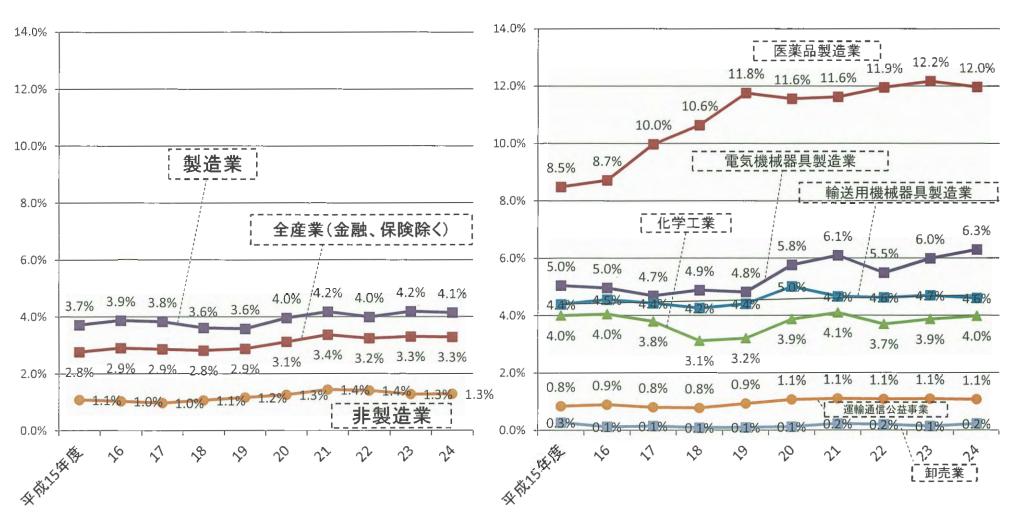


(出典)租税特別措置の適用実態調査報告書 (24年度)等をもとに作成

売上に対する試験研究費の推移



(産業別)



(出所)科学技術研究調查(総務省統計局)

諸外国の主な研究開発税制の概要(未定稿)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
仕組み	税額控除	税額控除	所得控除		税額控除	税額控除
概要	総額型 総額の8~10%を税額控除 十 増加型 増加額の最大30%を税額控除 又は 高水準型 平均売上額の10%を超える試験研究費の一定割合を税額控除	20%を税額控除 ^(注2) ※過去3年平均の 50% を超える額の 14%を 税額控除する簡便法 も選択可	(30%×21%)の税額	税制上の 研究開発	総額型 総額の5%を税額控除 ※上記は1億ユーロ超部分に 係るもの(1億ユーロ以下の 部分については30%を税額 控除)	(中小法人は、総額の
主な試験 研究費の 範囲 (制限)	減価償却費、人件費、外部委託費は 試験研究費に含まれる。	・減価償却費は対象外。 ・外部委託費は65%相 当額までに制限。	・減価償却費は対象外。 ・大企業の外部委託費は 特定の機関に対するも ののみに制限。	関連措置なし	・減価償却費は75%相当額、 ・人件費は50%相当額、 ・外部委託費は他の試験研究 費総額の300%相当額(200 万ユーロを限度) までに制限。(注5)	・減価償却費は対象外。 ・大企業の外部委託費 は特定の機関に対す るもののみに制限。
限度額	・総額型 :法人税額の 30%(注1) 増加型及び高水準型 :法人税額の 10% ・また、租税特別措置における他の 税額控除制度と併せ、法人税額の 90%を限度	他の事業関連税額控除 と併せ、法人税額の最大 75%程度 ^(注3)	なし ※中小法人は 750 万ユー ロ		なし	なし
繰越期間	1年	20年(繰戻し1年)	_		3年 (注6)	5年 ^(注7)

- (注1) 日本の総額型の限度額は、2013年4月から2015年3月までの間に開始する事業年度については、法人税額の30%とされ、その他の事業年度については法人税額の20%とされる。
- (注2) アメリカにおける基準額は、直前4課税年度平均年間総収入×固定比率(84~88年の試験研究費/84~88年の総収入)である。1984年以降に初めて試験研究費等を計上する法人には、 原則として当初5年間は固定比率として3%が適用され、6年目からは一定の総収入と試験研究費の割合から算出された固定比率が適用される。
- (注3) 限度額については、投資税額控除など他の事業関連税額控除と併せ、税額-(<暫定ミニマム税額>又は<(税額-2.5万ドル)×25%>のうちいずれか大きい方)となっている。
- (注4) イギリスにおいては、当該控除とは別途、研究開発用の建物や機械・設備等の購入費用の初年度 100%償却制度が存在する。2013 年 4 月以降支出した試験研究費については、その 10% を税額控除(控除しきれない部分は還付)する制度を、選択的に適用することが認められている。また、中小企業については、損失を計上した企業が当該損失の繰越しを放棄する場合、所得控除額の 11%相当の現金給付を受けることを選択することも可能。
- (注5) フランスにおける外部委託費について、上記は委託者と受託者に支配関係がある場合。支配関係がない場合は、限度額が1,000万ユーロとなる。
- (注6) フランスにおいては、3年間で控除しきれない部分は還付される。
- (注7) 韓国においては、当期に適用されなかった租税特別措置は翌期に繰り越される。

1-②. 設備投資の促進に係るもの(その1)

- 平成25年度改正、26年度改正において、特定の分野の設備や業種を対象とするのではなく、幅広い設備を対象として、設備投資規模の増加や質の高い設備投資を促進するための税制を創設。
 - ・生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(26年度創設) 特定生産性向上設備等の取得等をした場合に、取得価額までの特別償却(即時償却)又は5%(建物等は3%)の 税額控除(当期の法人税額の20%を限度)。

先端設備



最新モデルかつ生産性向上要件 (旧モデル比で年平均生産性 1%以上向上)を満たすもの

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備



投資計画上の投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)であることの経済産業局の確認を受けたもの

産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までに取得等をした設備等について、以下の特別償却(即時償却)又は税額控除

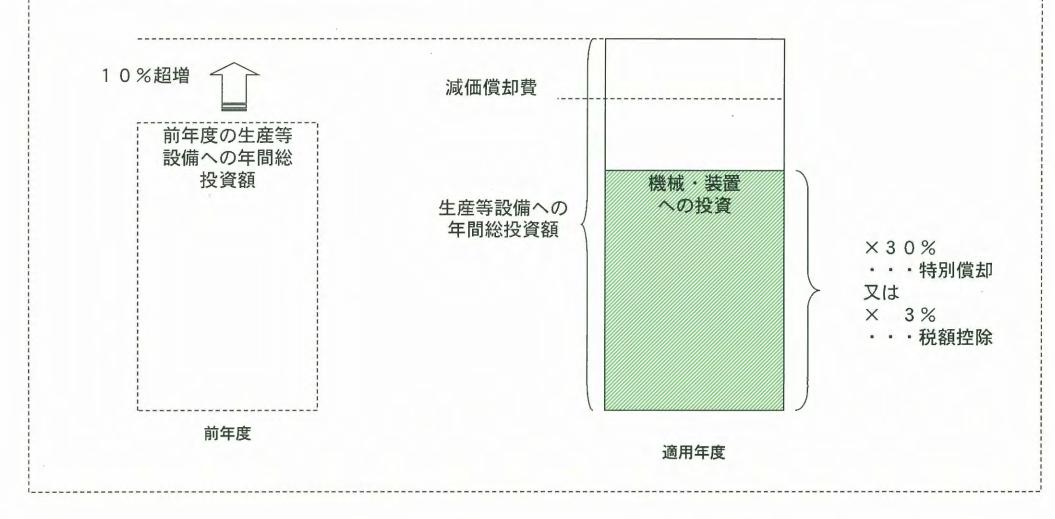
	~28.3.31	~29.3.31
機械装置 など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、 構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

※平成26年3月31日以前に終了する事業年度については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除ができることとする。

1-②. 設備投資の促進に係るもの(その2)

・国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除(25年度創設)

生産等設備の取得価額の合計額が当期の減価償却費の額を超え、かつ、前期に取得等をした生産等設備の取得価額の合計額の110%相当額を超える場合には、その生産等設備を構成する資産のうち機械装置の取得価額の30%の特別償却又は3%の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)。



1-②. 設備投資の促進に係るもの(その3)

○ 既存の税制は、特定の分野の設備や業種等を対象としており、例えば、特定地域内の資産の買換えを対象とする「特定の資産の買換えの場合等の課税の特例」、環境関連の設備を対象とした「環境関連投資促進税制」や、海上運送業を対象とした「船舶の特別償却」、特定の医療機器を対象とした「医療用機器等の特別償却」などがある。

・特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

特定地域内にある事業用の土地建物等を譲渡し、一定の要件に該当する土地建物等又は機械装置等の取得等をした場合には、その譲渡益の80%につき、圧縮記帳による課税の繰延べができる。

・環境関連投資促進税制

- (1) エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をした場合には、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除 (当期の法人税額の20%を限度)。
- (2) 一定の太陽光発電設備、風力発電設備については、即時償却又は7%の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)。

・船舶の特別償却

海上運送業を営む法人が、海上運送業の経営の合理化及び環境負荷の低減に資する船舶の取得等をした場合には、取得価額の16%又は18%の特別償却ができる。

医療用機器等の特別償却

高度・先進医療の提供に資する医療機器又は医療の安全の確保に資する機器の取得等をした場合には、それぞれ取得価額の12%又は16%の特別償却ができる。

1-③. 所得(給与支給)・雇用に係るもの(その1)

【経緯·現状】

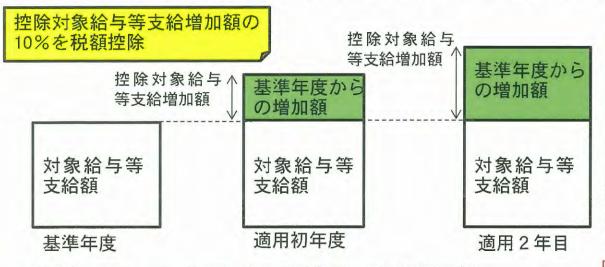
○ 平成23年度改正において、雇用の確保を促す観点から、「雇用促進税制」を創設(25年度改正において拡充)。 また、25年度改正においては、所得の向上を通じた経済の好循環を実現する観点から、「所得拡大促進税制」を創設。26年 度改正において拡充。

〇所得拡大促進税制の概要

【26年度改正前の制度の概要】

基準年度と比較して、<u>5%以上</u>、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除(法人税額(※)の10%(中小企業等は20%)を限度)できる

平成25、26年度: 2%以上 平成27年度: 3%以上 平成28、29年度: 5%以上



※個人については、その年分の事業所得に係る所得税額

【要件】

- (1) 基準年度と比較して<u>5%以上</u>給与等総 支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度以上である

継続雇用者に対する給与等に見直した上で前年度を上回ること」に変更

1-③. 所得(給与支給)・雇用に係るもの(その2)

○雇用促進税制の概要

当期中に増加した雇用者(雇用保険の一般被保険者) 1人当り40万円の税額控除ができる制度(法人税額の10%(中小企業等にあっては20%)を限度とする)。

- ①雇用者数が前事業年度末に比して10%以上及び5人以上(中小企業等は2人以上)増加。
- ②前事業年度及び当該事業年度中に、事業主都合による離職者がいないこと。
- ③当該事業年度における「支払給与額」が、前事業年度より、以下の算定額以上に増加していること。 [算式] 給与増加額 ≧ 前事業年度の給与額×雇用者の増加率×30%
- ※所得拡大促進税制とは選択適用。

【事業年度開始後】

ハローワークに「雇用促進計画」を届出。

【事業年度終了後】

ハローワークで

- ①雇用保険一般被保険者数の一定の増加、
- ②事業主都合の離職がないこと、
- の確認を受ける。



当期中に増加した雇用者数(雇用保険一般被保険者数の純増数)

25年度改正に おいて20万円 から拡充

+

③支払給与額の 一定の増加

× 40万円 の税額控除

1-4. 資源確保に係るもの(海外投資等損失準備金)

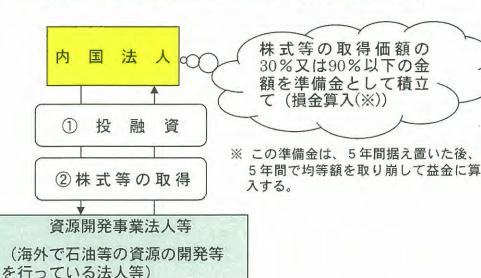
【経緯・現状】

- 昭和39年の改正において、企業の海外投資を促進するため、途上国など「新開発地域」における現地法人の株式等の価格低落の損失に備えるための海外投資損失準備金制度を創設。
- 昭和45年の改正において、石油開発法人に対する出資について、準備金を積み立てることができる石油開発投資損失準備金制度を創設。
- 昭和48年の改正で、上記2つの準備金制度を統合。その後、対象法人・事業の拡充・見直し等を重ね、現行制度では、資源開発事業法人等に対する投資が対象。
- 適用件数10件、減収額48億円程度(24年度)

【制度の概要】

資源開発事業法人等の株式等の価格の低落等に備えるため、その株式等の取得価額の30%又は90%以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。

(注) 資源とは石油(可燃性天然ガスを含む。)及び金属鉱物をいう。

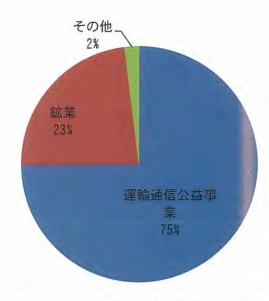


適用額上位10法人

順位	適用額(百万円)
1	4, 376
2	4, 146
3 .	3, 443
4	2, 988
5	1, 248
6	1, 094
7	351
合計	17, 647

※適用法人数は7法人のみ。

業種別の適用額割合



(出典)租税特別措置の適用実態調査報告書(24年度)